

**志木市いろは親水公園  
【行為許可申請】に関するご案内**

以下の目的で公園施設を利用する場合、行為許可申請ならびに利用料金の支払い(※1)が必要です。

※1 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合は、利用料金を減額又は免除する場合があります。

○ 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
○ 業として写真、映画等を撮影すること。
○ 興行を行うこと。
○ 競技会、展示会、祭礼、集会その他これらに類するものを催すこと。
○ 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

**利用料金表**

種 別	単 位		金 額
	数 量	期 間	
公園施設を設ける場合	売店その他これらに類するもの 1平方メートル	1月	520円
公園施設を管理する場合	売店その他これらに類するもの 1平方メートル	1日	1,570円
物品の販売その他これらに類する行為	1平方メートル	1日	50円
業として行う写真の撮影		1日	630円
業として行う映画等の撮影		1時間	3,140円
興 行	1平方メートル	1日	16円
競技会、展示会、祭礼、集会その他これらに類する行為	1平方メートル	1日	7円
花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	1平方メートル	1日	7円

**利 用 の 流 れ**

① 利用を検討する場合、パークセンターまでお問合せください。申請受付開始日をご案内します。

② 原則、利用開始日の7日前までを期限とし、行為許可申請書および必要書類をご提出ください。  
催し等については別途協議が必要なため、概ね30日前までを目安にご相談・ご提出ください。

申請書様式	(1) いろは親水公園HP 「アクセス・ご利用案内」ページよりダウンロード【形式：pdf/xlsx】	
	(2) パークセンター窓口にてお渡し	
	(3) メールまたはFAXによる送付	

提出手段	(1) 原本をパークセンター窓口へ提出	
	(2) メールまたはFAXによる提出	※送信後、電話でご一報ください。

③ 許可できると判断した場合、パークセンター窓口にて行為許可書を発行します。

この際、事前にご案内する利用料金をお支払いください。(※2)

※2 お支払いは現金のみとなります。釣り銭の無いよう、ご用意をお願いします。

発行	(1) パークセンター窓口でのお渡し	※当日を含む利用開始日までに発行します。
----	--------------------	----------------------

④ 利用当日は必ず行為許可書を携帯いただき、許可条件や利用ルール等を遵守してください。

⑤ 利用後は申請者の責任で清掃等を行い、原状回復してください。

**問合せ先**

志木市いろは親水公園パークセンター  
〒353-0002 埼玉県志木市中宗岡5-2-57

☎ 048-456-5070 / FAX 048-456-5072

E-mail: shikisai-partners@katabami.co.jp